

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第484号）

〔特定個人に係る行政文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年2月26日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年1月17日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

A.

1. 略

2. ○○高校の○○教諭が公務で実施した行政文書公開請求の内容（差分）

3. ○○高校の○○教諭が「公務で実施した」と主張している行政文書公開請求の内容

4. 略

B. 略

- 2 令和4年4月18日、実施機関は、本件請求に対し、「本件請求に係る行政文書を取得又は作成しておらず、管理していないため」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和4年4月25日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。
窪井教諭本人によれば、公務で実施した行政文書公開請求が存在する。よってその内容を公開すること。
- 2 反論書における主張
別添のとおり、公務員が公職名を称して請求した場合に公務として認められている例が存在するので、弁明は失当。
また、情報公開請求の請求者ではない当該教諭の主張を知り得ない旨主張するが、○○高

校の元校長は、〇〇高校の教員が個人的に請求した情報公開請求について言及して請求を取り下げようように発言した事実があるので、〇〇高校の校長が同様に当該教諭の主張を聞けばよいのであって、弁明は失当。

なお、別添は添付されていなかった。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 請求項目A2について

処分庁が記録に残っている平成28年度以降の情報公開請求について調査を行ったところ、審査請求人のいう「〇〇高校の〇〇教諭が公務で実施した行政文書公開請求」は確認されなかった。

なお、情報公開請求において、請求者が個人名のみで行った請求については、処分庁は当然に公務であるとは認識できないし、また、仮に公務員が公職名を称して請求したからといって、当然に「公務」と認められるものでもない。

従って、審査請求人の請求する文書については、処分庁においてその存在を確認することができないため、当該文書を取得、管理しておらず、存在しないとしたものである。

(2) 請求項目A3について

審査請求人は情報公開請求において、「〇〇高校の〇〇教諭が『公務で実施した』と主張している行政文書公開請求の内容」についても公開を求めているが、処分庁は、情報公開請求の請求者ではない〇〇教諭の主張を知り得る立場にはなく、したがって、上記(1)と同様に、審査請求人の請求する文書については処分庁においてその存在を確認することができないため、当該文書を取得、管理しておらず、存在しないとしたものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 請求項目 A 2 について

審査請求人は、公務員が公職名を称して請求した場合には公務として認められていると主張する。

しかしながら、仮に大阪府立学校の教員が、公務として又は公務で必要な情報を得るために大阪府知事や大阪府教育委員会等の実施機関に情報公開請求を行い、行政文書の写しの交付を受ける場合、それが公務として又は公務で必要な情報を得るためであるとしたら当然に公費負担となるため、大阪府教育委員会が条例第38条1号に基づき大阪府に費用を支払うこととなるが、そのような手続きは通常は想定されていない。そのため、例えば、職務命令に基づいて行政文書公開請求が行われるなど、明らかに公務のためになされたものと解されるような特段の事情が認められる場合には、職務に関連する情報として公開も検討すべきであるが、そのような事情が認められない場合は、当該請求は公務にかかわらずになされたものと解すべきである。

本件請求で対象となっている特定の教員が実施した行政文書公開請求の内容について、実施機関が調査したところ、当該教諭が行政文書公開請求を行う際に起案した決裁書や、公費の支出に関する記録等、職務命令に基づいて行政文書公開請求が行われたと認められるような上記特段の事情を示す資料は無く、請求内容からもそのような事情が伺われる記載は見当たらなかったとのことであった。そのため、実施機関が当該教諭が公務として実施した行政文書公開請求は存在しないとして、本件請求について不存在決定を行ったことは不合理ではない。

(2) 請求項目 A 3 について

審査請求人は請求者以外の第三者である当該教諭の主張については、〇〇高校の校長が当該教諭の主張を聞けばよい等と主張する。

しかしながら、行政文書公開請求の趣旨に合致する行政文書を探索する場合は、対象となる文書の保管状況やその内容を確認することが通常であり、実施機関が請求者以外の第三者の行った情報公開請求について、それにかかる主張を確認するようなことまでは条例上求められていないと解される。

そのため、実施機関が、第三者である当該教諭の主張を知り得る立場になく、審査請求人の請求する文書について、その存在を確認することができないとして、本件請求について不存在決定を行ったことは不合理ではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮